

首都圏での京都の魅力発信 企画・運営業務仕様書

1 業務名

首都圏での京都の魅力発信 企画・運営業務

2 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 事業目的

京都市では、京都館プロジェクトとして、京都館館長・小山薫堂氏の企画提案によるYouTube チャンネルや WEB サイト等により、京都文化の発信、伝統産業の振興、京都ブランドの向上に取り組んでいる。

この度、本プロジェクトの一環として、「のれん分け事業者（＊）」等の京都ゆかりのお店や京都を応援しようという民間企業等（以下「事業者等」という。）と連携し、奥深い京都の魅力を体感いただくイベントを、首都圏で開催することで、京都に愛着を持つ関係人口（0.1 市民）の創出・拡大や、京都ブランドの向上につなげる。

（＊）① ㈱祇園辻利、② ㈱菊の井、③ 国立大学法人京都大学、④ ㈱下鴨茶寮、
⑤ ㈱松栄堂、⑥ ㈱鶴屋吉信、⑦ ㈱西利、⑧ ㈱フクナガ、⑨ 宮井㈱、
⑩ ㈱モリタ屋、⑪ ㈱ワコールアートセンター

4 業務内容

以下の業務を実施すること。なお、詳細については、受託者決定後に京都市と受託者で協議して決定すること。

- ・ 事業者等と連携し、京都の魅力を首都圏でリアルに体感いただける企画を立案し、開催すること。加えて、事業者等のネットワーク構築を深められる取り組みとすること。
- ・ 開催場所は、出来る限り人が集まることが見込める施設や店舗を想定すること。回数、時期等は、開催規模や予算に応じて最も効果的な方法で実施すること。
- ・ 開催場所や事業者等との連絡調整、開催にあたり必要となる出展料や出演料等の費用はいずれも受託者が担うこと。
- ・ 定期的（1 か月に1 回程度）に開催する会議に参加（WEB 会議による参加可）し、企画内容等について報告・協議・調整すること。
- ・ 一定規模の集客を達成するため、効果的な広報・プロモーションを実施するとともに、YouTube チャンネル「京都館会議」及び京都館 WEB サイト運営事業者と連携して取り組むこと。

京都館会議 : <https://www.youtube.com/channel/UCW3AMsSvW98YMzDUe2hAbIA>

京都館 WEB サイト : <https://www.kyotokan.jp/>

- ・ 本事業の委託料は、イベント出展事業者の商品買取費用に充ててはならない。
- ・ あらかじめ効果指標を設定するとともに、それに基づいた効果測定を行うこと。

5 業務体制

本業務の遂行に当たっては、委託業務を総括する責任者を置き、京都市、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、何らかの事由により責任者が従事でき

ない場合に備え、責任者を代理する担当者を置くこと。なお、本業務に従事する人数、各々の役割について、業務実施体制表を作成し、企画提案書に記載すること。

6 業務報告

委託業務完了後、速やかに報告書を作成し、上記2の業務期間内に書面2部及び電子データで京都市に提出すること。報告書については、以下の内容を含むこと。

- ・実施事業の概要
- ・実施結果、効果測定

7 留意点

(1) 協議事項

本仕様書に記載のない事項又は本業務の遂行に当たり仕様書に疑義が生じた場合には、受注者は、京都市と協議を行い、双方が誠実に対応すること。協議が整わないときは、京都市の指示するところによる。

また、本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進ちょく状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。

(2) 個人情報等の保護

委託業務の運営を通じて取得した個人情報については、京都市個人情報保護条例等に基づき、別紙（個人情報取扱事務の委託契約に係る仕様書）のとおりとする。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は全て京都市に帰属するものとする。

(5) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。

以 上